

芦屋市条例第2号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係				別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ～ 6 6	(略)			1 ～ 6 6	(略)		
6 6 — 2	建築基準法施行令(昭和25年政令第33号)第137条の1 2第11項又は第1	(略)		6 6 — 2	建築基準法施行令(昭和25年政令第33号)第137条の1 2第6項又は第7項	(略)	

改正後				改正前			
	2項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査				の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		
6 7 ～ 6 9	(略)			6 7 ～ 6 9	(略)		
(3) 屋外広告物関係～(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (略)				(3) 屋外広告物関係～(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (略)			
(8) マンションの再生等の円滑化に関する法律関係				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の5第1項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の容積率等の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	1	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 (略)				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 (略)			
4 消防関係・5 その他共通関係 (略)				4 消防関係・5 その他共通関係 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建設関係(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係の表に係る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。